

文化審議会国語分科会（第51回）議事録

平成25年 2月18日（月）
午後2時～3時25分
文部科学省・3F2特別会議室

〔出席者〕

（委員）杉戸分科会長，岩澤副会長，石井，井田，伊東，井上，岩見，影山，金田，
小山，鈴木（一），鈴木（泰），出久根，中野，納屋，西澤，西原，林，春原，
やすみ各委員（計20名）
（文部科学省・文化庁）近藤文化庁長官，河村文化庁次長，大木文化部長，早川国語課長，
氏原主任国語調査官，小松課長補佐，鵜飼日本語教育専門官ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 文化審議会国語分科会（第50回）議事録（案）
- 2 国語分科会で今後取り組むべき課題について（報告）（案）
- 3 「生活者としての外国人」に対する日本語教育における指導力評価について（案）
- 4 日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）

〔参考資料〕

- 文化庁における国語・日本語教育施策（平成25年度予算案）

〔経過概要〕

- 1 今期最後の国語分科会の開会に当たって，近藤文化庁長官から挨拶があった。
- 2 事務局から配布資料の確認があった。
- 3 前回の議事録（案）が確認された。
- 4 国語課題検討小委員会の林主査から配布資料2の説明があり，同資料について了承された。
- 5 日本語教育小委員会の西原主査から配布資料3の説明があり，説明に対する質疑応答の後，同資料について了承された。次に，西原主査から配布資料4の説明があり，質疑応答が行われた。
- 6 事務局から参考資料の説明があった。
- 7 文化審議会総会が2月20日（水）午後3時15分～4時45分に文部科学省・講堂で開催されることが確認された。
- 8 今期最後の国語分科会の閉会に当たって，河村文化庁次長から挨拶があった。
- 9 質疑応答及び意見交換における各委員の発言及び説明等は，次のとおりである。

○杉戸分科会長

本日は，今期最後の国語分科会に当たります。二つの小委員会，国語課題検討小委員会と日本語教育小委員会を設けて，これまで御検討いただきありがとうございました。その審議結果について，それぞれ御報告いただきたいと思いますと考えております。

なお、あらかじめ申し上げますが、本日、国語課題検討小委員会から出されている、「国語分科会で今後取り組むべき課題について（報告）（案）」、それから、日本語教育小委員会から出されている「「生活者としての外国人」に対する日本語教育における指導力評価について（案）」、これらは「案」と付いているように、今期の国語分科会のまとめとして、お諮りしたいと考えております。それを前提によりしく御審議いただきたいと思います。

三つのテーマですが、それぞれ20分間ぐらいずつ御説明の時間をお取りいただいて、まずは国語課題検討小委員会の審議ですが、こちらの小委員会の主査をお務めいただいてまいりました林委員から説明をお願いいたします。

○林国語課題検討小委員会主査

それでは御報告申し上げます。配布資料2がございしますが、これに沿って申し上げます。

この配布資料2は、7ページまでが報告の本体でございまして、それ以降に参考資料が付いてございます。参考資料につきましては、その説明の途中で、何箇所か御覧いただきたいところがありますので、その時に申し上げます。

1枚目ではありますが、今期の国語課題検討小委員会では、前期の「国語分科会で今後取り組むべき課題について（問題点整理小委員会における「意見のまとめ」）」を受けまして、今後具体的な検討が必要であると考えられる事項につきまして議論を深め、今後その取組が必要であるかどうか、検討するとしたら一体どんな内容が想定できるか、といった点について議論を深めてまいりました。全体では、そこに掲げました5項がその柱となっております。第1は「1 「公用文作成の要領」の見直しについて」。次に、「2 常用漢字表の手当てについて」。それから、やや抽象的ではありますが、「3 言葉遣いについて」、「4 コミュニケーションの在り方について」、「5 その他」ということになっております。

まず、「1 「公用文作成の要領」の見直しについて」であります。公用文というのは、国民の誰から見ても分りやすく書かれていなければならないということで、既に昭和26年に、現行の「公用文作成の要領」の基になった建議が行われておりまして、その建議に基づく「公用文作成の要領」が現在も使い続けられているという状況にございます。ただ、60年以上も経過しているものですから、実態と合わないところが大きくなってきております。今後のことを考えましても、これについては、全面的な見直しが必要であるというのが、一応の方向性であります。しかし、「公用文作成の要領」の性格上、全ての府省に関係が深くございます。それから、実態とずれているとは言っても、そういうものを基に長年にわたり日常の実務が積み重ねられてきているという実情もございますので、これを施策に結び付ける場合には、各府省の意見を聞きながら、より慎重な取扱いが必要だというのが、今期の結論でございます。

1ページの下のところであります。「（1）現行の「公用文作成の要領」について」とありますけれども、そこにありますように、これは昭和26年に建議が行われました。依命通知によって各省庁に通達されているところでございます。その後、必要最小限の整備は加えられましたけれども、今日から見ますとかなり実態とずれている場合がございます。

例えば、「タイプライタの活用を期するために、タイプライタに使用する漢字は、常用漢字表のうちから選んださらに少数の常時必要なものに限り、それ以上の漢字を文字盤から取り除くことなどに努める。」といったようなことが書いてございます。邦文タイプなどを御存じない世代には想像の付きにくいことでありますが、文字盤から文字を削って、できるだけ易しい漢字が使えるようにという基準でございます。

それから、用語用字につきましてもかなり現在と違ったところがあります。これにつき

ましては、配布資料２にある＜参考資料＞の１４ページを御覧いただきたいと思います。これは、平成２２年度の文化庁の「国語に関する世論調査」の一部分、抜粋でありますけれども、例えば最初に「措置」という言葉が出てまいります。この「措置」という言葉は「公用文作成の要領」で、「日常一般に使われているやさしいことばを用いる」のが望ましいということで、「処置」とか「取扱い」という言い方に言い換えることが提案されている言葉であります。以下、「救援する」、「懇請する」、それぞれ１２項までありますけれども、昭和２６年の「公用文作成の要領」には別の言葉に言い換えることとして出ております。現在、それらを国民の皆さんがどのように感じておられるかを調査いたしました。一番黒っぽい帯が「現在使っても問題ない」と感じる人たちの割合でありますけれども、例えば、７番目の「牙保」という言葉、これは実際にはほとんど使われておりませんが、これが一番分りにくいと感じる言葉でありまして、それ以外のものの多くは、現在、こういう言葉の使用に抵抗を持っていないということでございます。

このようなこともございまして、現状と食い違いが大きいので、もう一度見直した方がいいのではないかというのが基本的な方向でございます。ただ、当時と違ひまして、現在のはかなり状況が変化しております。東日本大震災等を契機にしまして、表記とかその文体を易しくするだけではなくて、情報の伝え方とかいったものを、より分りやすくしていくことの必要性が強く感じられるようになってきておりましたので、歴史的な背景の変化ということを踏まえた見直しは、非常に重要な意味を持ってくるだろうと考えております。

ただし、こういうテーマは、私どもが必要だと考えるだけでなく、社会的にそういう必要性が強く認識されていることが必要でございます。特にこれを使っていただく府省の御意見を聞くことが大切でございますので、実際にアンケート調査をいたしました。そのアンケート調査の結果が１６ページに出っております。各府省、２３か所、それから都道府県及び政令指定都市６７か所、その他合計で１８５の組織にアンケートをいたしております。回収率１００％でございますが、回収率１００％のアンケートなんて、私はこれまで見たことがなかったのですが、非常に協力していただきました。

１６ページの下を御覧いただきましょう。「問１ 公用文を作成する上で、「公用文作成の要領」を参照していますか。」をお聞きしましたところが、各府省では６５．２％の組織が「活用している」と答えていらっしゃいます。都道府県・政令指定都市、その他を含めまして半分以上がこれを活用しておられるという回答でございます。

次の１７ページの一番上ですが、「こういうものがあることを知らなかった」というところが３か所ありますが、全体として見ますと、非常によく活用されているという状況でございます。

１９ページは、どういう箇所を御覧になっているかということでありますが、２番目の表を御覧いただきたいと思います。用字用語例、それから送り仮名の用例集なんかの活用が比較的多いということでございました。

２２ページを御覧ください。今後こういう「公用文作成の要領」のようなものが必要かどうかをお聞きしましたところ、「必要だと思う」というところが７１．４％、「どちらかというとな必要だ」と思うところが２５．９％でありますから、もうほとんどがこういうものが必要だという御回答でございます。

それから最後ですが、２３ページ。どういう見直しが必要かということですが、それでも、「全面的な見直しが必要だ」というお答えが全部で５５．４％でございます。

こういう状況を考え考え合わせて、やはり、将来に向けた、分りやすい公用文の作成が一つの課題だろうとなったわけです。しかし、先ほど申しましたとおり、関係する府省の

御意見をしっかり踏まえて、実際にこれに取り掛かる場合には慎重な方法が求められるという結論でございます。

次に参ります。「2 常用漢字表の手当てについて」。平成22年11月に新しい常用漢字表が内閣告示されました。当用漢字表もそうですけれども、漢字表というのは、字種と音訓、字体を示したに過ぎないものでございますので、実際に使うとなると、その使い方に関係する必要な手当てがどうしても生じてまいります。これまでも同訓異字の漢字の用法とか、同音の漢字による書換えといった、使い方の基準や目安の類いのものができております。しかし、漢字表が改まりましたので、これらにつきましても見直しが必要ではないかということで議論をいたしました。方向としましては、「(3)「手書き文字の字形」と「印刷文字の字形」に関する指針の作成について」などを含め、今後、更に具体的な検討を加えていく必要があるというのが、この2番目の項目の結論でございます。

それからもう一つ、計画的な漢字使用の実態調査も、これからやはり必要だろうという考え方にまとまっております。

まず「(1)「異字同訓」の漢字の用法」の見直しについてでございますが、これにつきましては、昭和47年に国語審議会総会の参考資料として作成された「異字同訓の漢字の用法」というものがございます。先ほど近藤長官から「日本語は難しい」というお言葉がありました。私ども、研究者の一人としても、やはり同じ感じを持ちますが、特に難しいのが書き方、読み方でございます。漢字のような文字を借りますと、どうしても同訓異字というものがたくさんできてしまいます。それについて一定の目安を示したものがこの47年のものでありますけれども、漢字表が改まりますと、新しい書換えの目安を示さなければいけないという事態が生じます。例えば、今回の常用漢字表の見直しにつきましても、「応」に「こたえる」という新しい訓が加わりましたので、何か質問に答えるときの「答」との間に使い分けの目安を示す必要が、これまでのような考え方からは生じてまいりました。それから「創」でございますが、これにも「つくる」という新しい訓が加わりましたので、「作」と「造」と「創」との間に同訓異字が発生いたします。「作」と「造」は、これまでもございましたけれども、新しい漢字が加わったことによって、新たに、これまでと同じような使い分けの基準みたいなものを示す必要が出てきております。

こういったわけで、同訓異字につきましても、漢字表の改定に伴って新しい対応が求められる状況がございますので、これについても見直しを検討したい、ということでございます。ただ、見直しは、大変難しい問題でありまして、まず第1に、使い分けが必ずしも明確にできるとは限らない事例もかなりたくさんございます。それから、人によってそういう必要を感じる人と感じない人がございますので、その辺りにつきましては慎重に検討しながら、具体的な案を作っていく必要があるのではないかとということでございます。

それから、その次、「(2)「同音の漢字の書きかえ」の見直しについて」でございますが、これも昭和31年に「同音の漢字による書きかえ」という名称の基準が示されております。これは、当用漢字表ができましたときに、表に含まれる漢字を使って、別の書き方をしていたものを、新しい書き方に改めていくという方向を示したものでございます。例えば、深い優れた知恵という意味の「英知」ですが、これは元々は「叡^{えい}智」と書いていたものを、現在のように「英知」に書き換えるという案を示したものでございます。この「同音の漢字による書きかえ」も、新しい字が加わってきたのでもう一度検討して見直す必要があるということで、異字同訓の漢字の用法と並行して検討を進めていく必要があるという結論になっております。

それから、「(3)「手書き文字の字形」と「印刷文字の字形」に関する指針の作成につ

いて」であります。特に最近パソコンなどが普及してまいりますと、自分で文字を選ぶことができるようになります。ますます字体に対する皆さんの意識が深くなってきたという背景がございます。そういう中で、手書き文字の習慣的な字形と印刷文字の字形との間のずれをどのように考えていったらいいか、これも一つの方針や基準を検討する必要性が出てきております。既に常用漢字表には、「明朝体と筆写の楷書との関係について」ということで、基本的な説明はできておりますけれども、より分かりやすい、しかも用例を挙げてある事例を増やした、使いやすいものにしていくという可能性もあるということで、これも課題の一つとして挙げておきたいということでございます。ただし、これについては学校教育への影響、特に漢字指導との関係がございますので、それについては十分配慮していくことが大切でございます。

その次、4番目であります、「(4) 常用漢字表の定期的な検証について」ということでございます。文字というのは、どうしても歴史とともに変化してまいります。例えば、平仮名も片仮名も、歴史的に変化しまして、現在では使われていない字体がございます。英語で使っているようなラテン文字の場合も同様でありまして、歴史的に変化します。ただ、いわゆる表音文字の場合は、その変化の原因が音韻変化でありますので、全体として非常にゆっくりしております。ところが、漢字のような文字は、使う単語とともに変化いたしますので、表音文字に比べますと、その変化が非常に激しい。特に現代のような変化の激しい時代においては、表を完成させて、それをそのまま放置することは必ずしも望ましくないということで、既にこの新しい常用漢字表には定期的な見直しの必要性がうたわれております。それを受けて、実態を調査しながら、必要が生じたときには改定を検討するという方向性を明確にしておきたいというのが最初の事項でございます。新しい漢字表が定着していくかどうか、手直しの必要性が生じるかどうか、これはこれからも見守っていく必要があるという結論でございます。

それから5ページに参りまして、「3 言葉遣いについて」。これは、漠然としておりますが、言葉遣いの在り方というのは、一つの言語にとっては常に検討すべき大事な問題の一つでございます。

これについても、既に一つの方向性は出ておりまして、昭和47年に「国語教育の振興について」という、文部大臣への建議の中に、国語というのは「平明、的確で、美しく、豊かである」、それが理想であるということが記されてございます。これらは国語の望ましいイメージであるといいたしましても、これらが、常に等しく要求されるわけではありません。その言葉がどういう場面で、どのような目的で使われるかによって、これらの重要な事項はその重さが違ってくるといってもございますし、特に東日本大震災以降については、緊急時の言葉遣いの在り方が問題になっております。あるいは情報機器が普及していく中で、新しい言葉遣いの在り方というものを長期的な視野に立って考えておく必要がある、そういう考え方が大切だという方向で議論が深まりました。様々な言語使用の場面を想定しながら、今後のこういう情報化社会、それから危機管理というものがより重要になる中で、改めて望ましい言葉遣いとは何かということを検討しておく必要があるだろうということでございます。

では、どのようなものがイメージされるかということでありますけれども、まず、その基本的な考え方は、皆さんのお知恵を集めて、しっかりした形で示したい。それから抽象論だけでは駄目ですので、具体的な実例も多く集めて、ちょうど「ことばシリーズ」というものを御存じかどうか、文化庁が昭和48年から作成して、広く全国の学校や社会教育機関等で利用されてきたもので、平成11年度から20年度までは国立国語研究所が作成

いたしまして、広く行き渡っております。現在、この刊行は続いておりませんが、そういう一つの前例がございますので、それを検討しながら、より具体的で分かりやすいものを作っていく必要がある、そういう考え方を取りまとめました。なお、指針ということと言いますと、平成19年に文化審議会の答申で「敬語の指針」というのが示されておりますので、それとの関係を考えていく必要もある、これも重要な点だと思っております。

それから、4番目、「4 コミュニケーションの在り方について」です。今後求められるコミュニケーションの在り方に関する指針の作成については、やはり、これも検討していく必要がある、特に今日的な大きな課題の一つとして、コミュニケーションの在り方は大切な意味を持っているという考え方でございます。ただこれも、課題の性格上、国民の意識をしっかりと調べた上で慎重に対応して、個々人の言葉遣いにまで制約を加えるという方向は避け、皆さんのコミュニケーションについての参考にしていただけるようなものになりたいというのが本音でございます。

情報機器の普及が、言語そのものにもかなり大きな環境変化を与えております。先ほど「国語に関する世論調査」を御覧いただきましたけれども、最も新しい平成23年度の、「国語に関する世論調査」について見ますと、「対面コミュニケーションが苦手である」という人が55.5%もいる。これはこれからの課題であります。経年調査がまだ行われておりませんので、この数値がどのように増えてきているかということは分かりませんが、非対面コミュニケーションの機会が増えるに従って、対面コミュニケーションというものの苦手意識が高くなってくることが予想されます。そういう予想に立って、対面コミュニケーション能力をどのように捉え、どのようにそういう力を付けていってもらい必要があるのかということも、これからの問題として考えていく必要があるだろうということでございます。

それから、国際化との関係で申しますと、これは後ほど西原委員から御報告があることに深く関係することでもありますけれども、既に200万人を超える外国人が生活者として日本で暮らしておられます。これとの関係で申しますと、外国人とのコミュニケーションと言いましても特に生活に必要な大事な情報を伝達し合うということが、これからの研究の大きな課題になってきているということでございます。

コミュニケーションには二つの側面があるということも、皆さん強く意識されてまいりました。経団連の調査結果とか、経済同友会の調査結果とか、コミュニケーションが重要だということは非常に広く認識されるようになってきていますけれども、それでは、そのコミュニケーションというのはどういうものであるか、コミュニケーションにはどういう側面があるかということもしっかり分析した上で、それを踏まえた指針の作り方を考えていく必要があるということでございます。

「5 その他」であります。何度か申し上げました文化庁の「国語に関する世論調査」、これは、毎年、新聞、テレビ等で大きく取り上げられております。国民の、国語に関する意識を深めるという点で非常に大きな役割を果たしておりますし、施策のこれからの検討の資料としましても、非常に重要な役割を果たしているということもでございます。これらをこれからどのように有効に活用していくかということも、課題として考えていきたいということでございます。

少々時間をオーバーいたしましたけれども、今期議論をしましたあらましを申し上げると以上でございます。

○杉戸分科会長

ありがとうございました。それでは、ただ今の御説明について、何か御質問、あるいは御意見がありましたら、お出してください。お願いいたします。いかがでしょうか。

「1 「公用文作成の要領」の見直しについて」、「2 常用漢字表の手当てについて」、「3 言葉遣いについて」、「4 コミュニケーションの在り方について」、「5 その他」と五つの事柄についての取りまとめでありますが、よろしゅうございましょうか。

(→ 挙手なし。)

それでは、意見交換はここまでにいたしまして、この報告案については、国語分科会としてお認めいただいたことにさせていただきます。(→国語分科会了承。)

ありがとうございます。

次に、日本語教育小委員会の審議結果について、同小委員会の主査をお願いしております西原委員から御説明をお願いいたします。二つありますので、分けて御説明いただきます。まず、配布資料3「生活者としての外国人」に対する日本語教育における指導力評価について(案)」から御説明をお願いいたします。

○西原日本語教育小委員会主査

それでは、まず指導力評価について御説明申し上げます。「配布資料3」と、杉戸分科会長がおっしゃってくださったものでございます。

皆様の机上にございますように、これまで国語分科会で「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的カリキュラム案について」をはじめとしまして、「ガイドブック」、「教材例集」、「外国人の日本語能力評価」を取りまとめてまいりました。そのシリーズの五つ目、最後ということで、この指導力評価がまとまったということでございます。

配布資料3の最初の、表紙から1枚おめくりいただいて、目次を御覧いただきますと、ローマ数字で示した項目がピンク色の枠になっております。それが審議経過報告に当たります。「はじめに」、「生活者としての外国人」に対する日本語教育と指導力評価について、「指導力評価の手引き」について、そして、「今後の課題について」という4部構成になっております。なお「指導力評価の手引」というのは、点線部分で囲まれた手引に呼応しているんですけれども、この手引は、実際に現場で指導力評価を行う際に活用する資料という位置付けになっております。

まずページが振ってあるところの1ページの「はじめに」についてですけれども、これまでの日本語教育小委員会の審議経過及び国語分科会で取りまとめてきた報告の一覧を、先ほど、今度は5番目になるということでしたけれども、四つを書いております。枠内の一番下の※の部分にありますように、これまで取りまとめてきました四つの報告書をまとめて「カリキュラム案等」という呼び方をしております。

次に2ページのⅡになりますが、「生活者としての外国人」に対する日本語教育と指導力評価について」ということでは、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目的及び目標を四つの四角の枠で囲んでおります。これは、最初に出ましたカリキュラム案の報告から継続して、目的・目標として示してきたものでございますので、今回お示ししている報告書でも、これを基本としております。

その下の「2. 指導力評価に関する論点とその検討結果」についてでございますけれども、3ページの一番上のところですが、「論点1」から始まる論点が今回の報告書の骨子になります。「(論点1) 評価の目的」、これまでカリキュラム案を開発した後で、それをより有効に活用していただくためにガイドブックを作り、続けて、教材例集、能力評価を

順次、計画的に取りまとめてまいりました。それを踏まえまして、指導力評価、今回の評価が出てまいりましたけれども、「生活者としての外国人」に対する日本語教育を、このカリキュラム案等を活用して行う上で必要な能力ということで、それを評価することによりまして、「生活者としての外国人」のニーズに、より一層応え得る日本語教育の実現につなげることといたしました。

続いて、そこの下にありますが、「(論点2) 評価の対象(何を評価するか)」についてはカリキュラム案等を活用して、地域の状況に応じた日本語教育プログラムの実践・企画ということで、実践を、PDCAとそこに書いてあるサイクルで行うことを評価の対象といたしました。企画(Plan)して実施(Do)し、それを点検(Check)して改善(Action)していくというサイクルがそれに当たります。

「何を評価するか」に引き続いて、「(論点3) 評価対象者(誰を評価するか)」ですけれども、学習者に対して直接的に日本語を指導なさる地域日本語指導者と、行政とか地域の関係機関にいらっしゃって、日本語のプログラムを作ったりする、計画・企画サイドにいらっしゃる方を、地域日本語教育コーディネーターと考えまして、その両方を合わせて「実践者」とここでは呼んでおります。地域日本語教育指導者、実際に学習者に対面して実践をなさる方と、地域日本語教育コーディネーターというのは、いずれもその役割のものに対する便宜上の名称でありまして、それが特定の資格とか勤務形態にあるということを示すものではございません。

続きまして、4ページに行っていただきますと、「(論点4) 評価者(誰が評価するか)」ということで、これは原則自己評価、今、コーディネーターと指導者を合わせてこの対象とすると申しましたけれども、その方々が、先ほどのPDCAサイクルに従って、原則、御自分のお仕事をチェックして、そして改善していくために使っていただくということでございます。

それから、「(論点5) 評価の方法」ですけれども、評価項目を一覧にした「指導力評価項目一覧」というものがございますが、実践なさる方が自らの役割として、必要な項目を選択して作成する指導力評価に関するチェックシート、これは、それぞれの実践者の方が御自分のチェックシートを作ってくださいということなんですけれども、それを基にして3段階で評価を行っていただくことにしております。

「(論点6) 評価で使用する資料」でございますけれども、それが先ほども申しました、目次では点線内に入っていた、「指導力評価の手引」というものでございます。5ページを見ていただきますと、そこに「Ⅲ.「指導力評価の手引き」について」と書いてございます。これは、指導力評価において用いる資料について説明しているんですけれども、本資料の7ページから66ページになりますので、その部分で御説明したいと思います。

7ページになりますけれども、これは「指導力評価の手引き」の表紙になるわけです。そして、次のページの右側、9ページをめくっていただきますと、「指導力評価の手引」の目次になっております。これは大きく「1. 指導力評価について」、「2. 日本語指導力ポートフォリオについて」、「3. 研修のプログラムの例について」となっておりまして、参考資料が付いているのが手引の内容でございます。

10ページを御覧いただきますと、目次にありましたことが、順次展開していくことになっております。まず「1. 指導力評価について」ですけれども、基本的に既にお話しした1ページから6ページを、図などを用いながら分かりやすく説明したものになっています。10ページ、11ページの見開きで、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目的・目標、それから、順次計画的に取りまとめてきました、①から④と申しました報告

書について、その流れを示しています。12ページでは、それぞれの報告書の内容や方法について説明しておりまして、14ページでは、「カリキュラム案の活用及び指導方法に関するポイント」を掲載しております。ここまでで、今まで「カリキュラム案等」として出してきた報告書の一連の流れを分かっていることにしております。

続きまして、15ページから17ページは、先ほど申しましたPDCAサイクルになりますけれども、しつこいようにそれがまた、もう一度ここに繰り返されているのですが、そのようにして、PDCAサイクルに基づき、指導力の向上とか、日本語教育プログラムの改善を行って、「生活者としての外国人」のニーズに、より一層応え得る日本語教育の実現をやっていただきたいということでございます。

それから、18ページから19ページでは、実際に指導力評価を行う際の資料であります「日本語指導力ポートフォリオ」について、その内容とか活用の仕方、活用により期待されることを説明しております。この部分については、20ページ以降が実際の日本語指導力ポートフォリオとなりますので、それを見ていただいて御説明申し上げます。

20ページ以降が、今申しましたように日本語指導力ポートフォリオになるのですけれども、まず22ページ、23ページ、これが見開きの項目一覧になっております。これを御覧いただきますと、「Plan」の過程では、ローマ数字で示しているように、「Ⅰ 地域や外国人の状況の把握」、それから「Ⅱ 日本語教室の目的の設定・日本語教室の設置」、「Ⅲ 具体的な日本語教育プログラムの作成」であります。次に「Do」の過程では、「Ⅳ 各地域の実情に応じた日本語教育の実施」。それから、「Check」では、「Ⅴ 日本語教育プログラムの点検」。「Action」のところでは、「Ⅵ 日本語教育プログラムの改善」となっています。この22ページから23ページは見開きですけれども、飽くまでも指導力評価項目の全体像を、これだといって見ていただくためのものでありまして、その詳細な内容が、続く24ページから29ページにございます。

29ページを御覧いただくと、一番下位の項目が、全部で113項目あることになっています。この表の各ページの、右の方を見ていただきますと、「対象例」ということで、先ほどそれぞれの自己評価をなさる方が自分に当てはまる項目を選んでいただいて、それについて自己評価をしてくださることになっておりますけれども、例えば、実際に学習者と一緒に日本語教育を実践なさる方を指導者、それを基本的に企画するような方をコーディネーターと呼んでおりますけれども、指導者だったら多分これ、コーディネーターだったら多分これらを選ぶであろうという目安として「対象例」を挙げております。

それから、「評価の記録」の「選択項目」が四角になっておりますが、これは、これが自分としては評価対象となり得るだろうということをチェックしていただくことを考えてこのようになっております。ただ、これだけを突き付けられてもと申しますか、与えられても、この中から自らの役割に必要な項目を選択することがとてもできないという感想を持つ方もあるだろうということで、30ページに、チェックシートを作成する際のポイントを示しており、32ページから39ページで、チェックシートの例を示しております。多くはボランティアの方だと思いますけれども、「地域日本語教育指導者として活動を始めて3か月」の方などとタイプを例示しております。31ページをもう一度見ていただくと、この四つのタイプの方々のスマイルマークが出ておりまして、鼻の部分がA、B、C、Dになっているところを御覧いただけます。始めて3か月のAさんは鼻がA、始めて3年目のBさんは鼻がBになっておりまして、各ページに吹き出しをもって書いてあるAさん、Bさん、Cさん、Dさんということになります。例えばCさんは、日本語教育を立ち上げるときに必要な項目を全部で40項目、Cさんのために選んでありますというようなこと

になっているわけです。

42ページ、43ページでございますけれども、これは「(4) 研修受講の記録について」ということで、いろいろな、こういうことを実践するための研修があるわけですが、指導力向上のために受講した研修について記録する様式とその記載例を示しております。

先ほど申しましたように、受講のポートフォリオ、つまり自己の成長の記録というか、自分がこの立場にいる者として歩んでいる軌跡を自分のために記録するものでございますので、そういうことでこれも示しております。

44ページから47ページは、「研修のプログラムの例について」です。これは、コーディネーターとかという方々にとっては研修のプログラムの企画もお仕事のうちに入っているかと思えますし、これから研修を受けようとする方は、どういう研修を受けようかということで、それを選ぶこともあるかと思えますので、その目安でございます。実践者の指導力の向上のための研修が各地で実施されることを想定して、その参考になるようなものを挙げております。

47ページまでそれが続きますが、48ページ以降は、これは来期になりますか、4月からはこのポートフォリオの作成、自己評価の作成をパソコン上でダウンロードしながらできるように、ホームページ上に展開することになっておりますので、パソコン上で記録を行う方法について説明しております。

それから、53ページからです。最初にカリキュラム案が出ましたときにも、「生活上の行為」、こういうことを実際に日本語教育をする場での学習内容としてくださいということで、日本語を含めると6言語で、これがどういうものかという説明がしてありまして、めくってくださると、日本語をはじめ、多言語、合計六つの言語で同じことが書いてございます。これは、学習者が教育実践者と、共に読める言語で読んでくださって、学習者との納得の上で、授業を展開するための目安ということでございます。先ほど申しました「カリキュラム案等」の、最初から使ってきているものでございますけれども、カリキュラム案に始まって、ガイドブック、教材例集、学習者の能力評価、指導力評価というものを計画的に取りまとめてまいりまして、来年度、4月以降は、これらの成果物について、分かりやすく解説したハンドブックを作成するというところでございますので、それも活用しながら、いろいろな機会を捉えて、各地で広報・普及を行って、できるだけこれが広く活用されるようにしてもらいたいと考えているということでございます。

説明は以上です。

○杉戸分科会長

ありがとうございました。

指導力評価についての具体的な道具立ての提案が含まれておりました。今の御説明について御意見・御質問をお出してください。いかがでしょうか。

今日御説明いただいたのは、この印刷されたものに基づいて進めていただきましたが、御説明の最後にありましたように、直接の利用者はインターネットを通じて、パソコン上でこのポートフォリオを自分用に、オーダーメイドで作って、使っていただくという手順も考えていく、そのためのハンドブックですとか、広報の仕事も次年度以降展開するという御説明もありました。そういうことも含めて、よろしゅうございましょうか。

(→ 挙手なし。)

それでは、何もないようですので、意見交換はここまでにいたしまして、この「生活

者としての外国人」に対する日本語教育における指導力評価について〔案〕を国語分科会としてお認めいただいたことにいたします。（→ 国語分科会了承。）

西原委員には恐縮ですが、もう一つの御説明もお願いいたします。こちらについては、報告事項となります。日本語教育小委員会の下に設置された、「課題整理に関するワーキンググループ」で取り組んでいただいたものです。配布資料4「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」です。このワーキンググループの座長も西原委員にお務めいただいたので、続けて、御説明をお願いいたします。

○西原日本語教育小委員会主査

今度は、配布資料4を御覧いただきます。これは「報告」となっておりまして、「案」が付いておりません。課題整理に関するワーキンググループの責任において、作るということで始めた、その結果でございますので、「報告」としております。

日本語教育小委員会の下に、今期、ワーキンググループが設置されました。これが課題整理に関するワーキンググループでございました。このワーキンググループでは、日本語教育の関係者等からのヒアリングですとか、日本語教育小委員会での議論も踏まえまして、日本語教育を推進する意義等について、再確認するための検討を行って、改めて基本的な考え方を整理したものでございます。その上で、今後の具体的な施策の方向性や、日本語教育の推進方策を議論していく際の検討材料として、主な論点を整理いたしました。

まず、配布資料4の1ページから3ページまでが「1 はじめに」になっております。これは、検討を開始した背景についての記述でございます。日本語教育小委員会は、平成19年7月にこの国語分科会に設置されて以来、様々な検討を行ってまいりました。今日、先ほど御了承いただきました「「生活者としての外国人」に対する日本語教育の指導力評価について」の検討を終えることで、これまでの「「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について」から始まった、日本語教育の内容及び方法に関する一連の計画的な検討作業が一旦終了することになります。この間、検討作業の間にも、各方面から日本語教育をめぐる様々な御指摘がありました。また、経済危機とか、東日本大震災などの影響で、我が国の外国人登録者数や日本語学習者数が減少するなど、日本語教育をめぐる状況も変化しております。今後、こうした変化に適切に対応しつつ、日本語教育を推進していくことが求められるといったことも、この「はじめに」で記述しております。

次に、3ページから6ページまでが「2 日本語教育の推進に当たっての基本的な考え方について」となっております。日本語教育を推進する意義等について、再確認するために検討を行い、改めて日本語教育を推進するに当たっての基本的な考え方を整理したものでございます。この基本的な考え方を踏まえまして、6ページからは「3 日本語教育の推進に当たっての主な論点について」を示しております。主な論点を11項目に分けて、論点1から論点11に整理いたしました。それぞれ簡単に御説明いたします。

「論点1 日本語教育に関する政策のビジョンについて」でございますが、昨年度国語分科会の下に設置されていた国語研究等小委員会の取りまとめでも、「日本語教育に関する将来的な政策のビジョンについて検討すべき」との御指摘を頂きました。また、これまでも日本語教育については、政府全体の総合的なプランの中にも位置付けられておりましたし、様々な取組が行われてきたところです。このような中で、新たな日本語教育に関する将来的な政策のビジョンを検討するに当たっては、現行の枠組みではどのような理由で不十分であるのかなどについて、具体的に検証する必要があるとした上で、十分に議論し

なければならない点を整理して記述いたしました。

8 ページからは「論点 2 日本語教育の効果的・効率的な推進体制について」でございます。様々な関係省庁ですとか、関係機関・団体等で行われている日本語教育が、全体として効果的・効率的に推進されているかということに疑問が呈されている向きもありますが、日本語教育の多様性を考えれば、それは必要な役割分担であると捉えまして、連携・協力を図り、それぞれの役割を果たしていくことが大切であるということ、特に文化庁におきましては、関係省庁や関係機関団体等から成る日本語教育推進会議など、日本語教育に関する横断的な取組を実施していますけれども、そういった取組を通じて、日本語教育を全体として効果的・効率的に推進していく必要がある旨、記述しております。

続いて 10 ページに「論点 3 日本語教育の標準や日本語能力の判定基準について」がございます。これは、文化庁はもとより、自治体や民間が既に日本語教育の基準ですとか、日本語能力の判定基準を作って、その活用に取り組んでおりますが、その中で、日本語教育の標準や、日本語能力の判定基準も新たに作るべきだという指摘もございます。これについては、現行の取組では不十分であり、それを克服するためにはどのような日本語教育の対象者・目的・分野を念頭に置いて日本語教育の標準や能力の判定基準を作るか、そういうことを考えるか、具体的に検証した上で、十分に議論しなければならないということについて記述しております。

続いて、11 ページの「論点 4 カリキュラム案等の活用について」では、これで一応のシリーズをまとめたということでございますが、この文化庁のカリキュラム案と五つの成果物を、地域の日本語教育を推進していく上でのよりどころとして一層活用されるよう、周知に工夫を加える、先ほども報告いたしましたけれども、そういうこととともに、その効果を検証し、改善につなげ、再び提供するという、文化庁の成果物についても P D C A サイクルを構築していく、その方策の検討が必要であると記述しております。

11 ページには「論点 5 日本語教育の資格について」もあります。現在、日本語教育に関わる人材に関する資格がなく、それは創設すべきだという指摘があるんですけれども、歴史のある民間の試験も実施されていたりするなど、現行の枠組みや取組ではどんな理由で不十分なのか、そして、想定される資格が、その点をどのように克服するものなのかを具体的に検証した上で、議論されなければならないということを記述しております。

続いて、13 ページの「論点 6 日本語教員の養成・研修について」では、平成 24 年 3 月に、文化庁の日本語教員の養成・研修に関する調査研究協力者会議のまとめがあり、その中で、特に大学や日本語学校を念頭に、日本語教員等の養成・研修の在り方について議論すべきという提案がありました。これにつきましては、平成 12 年 3 月にも文化庁の協力者会議がまとめた、日本語教員のための教員養成についての報告書なども参考として活用できたり、それから、大学ですとか、日本語学校における日本語教育は、主として留学生が対象となるんですけれども、その後の大学等の取組の積み重ねなどもあることです。から、現時点で現行の取組を変更する特段の事情はないとした上で、引き続き、教員の研修・養成に関する取組の動向に留意しつつ対応していくと記述しております。

論点 7 は、15 ページにございます。「論点 7 日本語教育のボランティアについて」ですけれども、地域の日本語教育で、ボランティアが大きな役割を担っているという現状をどのように捉えるのか、自治体の取組や成果はどうかなど、自治体における日本語教育の体制について具体的な検証が重要であり、文化庁で今行っている様々な取組の効果も検証して、必要に応じて更にどのような方策が考えられるか検討する必要があると書いております。

続きまして、16ページの「論点8 日本語教育に関する調査研究の体制について」では、日本語教育政策の適切な企画立案・推進を図る上で、調査研究は重要であり、文化庁が中心となって様々な機関等の協力を頂きながら、政策的に必要な調査研究の実施をすることが必要であるということが書いてございます。

論点9は、17ページにございます。「論点9 総合的な視点からの検討について」ということで、日本語教育は、今ますます多様になってきておりますし、日本語教育の推進方策等について検討する、議論するときには、どのような日本語教育を想定するかを明確にして議論を進めることが必要です。そして、外国人が抱える問題は、日本語能力だけのことはございませんで、ほかの外国人施策の分野と切り離して日本語教育だけについて議論するだけでは十分ではございませんので、外国人の権利・義務ですとか、受入れについて、政府全体や社会全体の問題として、どう考えるかというのは避けて通れない問題であるということを述べた上で、日本語教育の推進について議論する上では、総合的な支援の視点が必要だ、社会全体で考えるべきものだということが書いてございます。

論点10は、19ページです。今度は、子供の問題で、「論点10 外国人の児童生徒等に対する日本語教育について」では、日本語能力が学校生活に適應するのにまだ十分とは言えない児童生徒がどのような教育を受け、キャリアを形成していくかは大きな問題ですので、今後とも、外国人の児童生徒等に対する日本語教育の一層の充実が必要であると書かれてございます。

最後、論点11。20ページですけれども、「論点11 国外における日本語教育について」ということです。外務省、国際交流基金、様々な関係府省や関係機関・団体などがこの分野に取り組んでおりますが、日本や日本文化に興味や関心を持つ外国人、それから日本への留学や就労を希望する外国人、そのほかの方々への積極的な日本語教育の展開が期待されるということですから、文化庁が発足させた関係府省や関係機関・団体から成る日本語教育推進会議といった場も活用して、様々な機関が連携・協力の下で国外における日本語教育の一層の充実を図ることが必要だと書いてございます。

以上、11の論点ということで、ここにまとめております。

最後に20ページから21ページに「4 おわりに」がありますけれども、今後のこととして、今申し上げた報告を検討材料として活用して、次の段階として、必要に応じて詳細な調査ですとか、ヒアリングまた意見募集なども実施しながら、様々な議論、様々な機関、様々な方面の議論などを見据えつつ、具体的な施策の方向性や日本語教育の推進方策などを検討して、日本語教育の更なる推進につながることを期待するというので、まとめております。

来期以降ですけれども、この報告を踏まえて、様々な関係機関や団体等での議論も喚起して、日本語教育小委員会で検討していくことになると考えております。

以上でございます。

○杉戸分科会長

ありがとうございました。最後の「4 おわりに」に書いてありますように、本来の検討範囲を考えると、かなり広範囲にわたって言及することとなったというところ、「正にそうだ」と、私なりに拝見しました。非常に網羅的な論点が11に整理されているということです。今後の具体的な検討材料として役立つことを期待するという締めくくりも拝見しました。これは、最初に申しましたように日本語教育小委員会の下に設けたワーキンググループがまとめ、小委員会に報告したという位置付けになっております。そういう報告

があったということが、国語分科会に報告されたというのが今日のところでございます。それを前提としまして、御質問・御意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

○鈴木（泰）委員

12ページの「論点5 日本語教育の資格について」に関するのですが、この日本語教育推進に向けて、私たちの大学でも日本語学科があり、日本語教育に関する科目がたくさんありまして、卒業した学生に、君たちには、こういう能力があるんだよということを知ってもらおうと思って、日本語教育に必要な科目を修得したというような認定証のようなものを出そうという話があるんです。高等教育機関になるわけですが、そういうことは、それぞれの大学の判断でやってかまわないことなんでしょうか。その大学がこういう条件を満たしていればそういう機関に、民間でもどこでもですけども、十分やっていけるんじゃないかと考えればいいということなんでしょうか。それとも、この12ページに言う「資格」というのは、もう少し普遍的なものをお考えなのでしょうか。

○西原日本語教育小委員会主査

大学がそれぞれの教員養成、あるいは、そう呼んでいなくても一定の科目を設定して、日本語教育を志す、あるいは関心を寄せる人たちを、4年間の中で、専攻・副専攻又は選択科目等として修了させた場合に、それに対して大学の責任において認定証をお出しになることは、大いに奨励されるべきことであると考えておりますし、いろいろな大学がそのことを既に行っていると承知しております。

日本語教育の資格は、いろいろ公的なもの、公的でないものなどあるかと思いますが、日本語学校の団体であります日本語教育振興協会が出している目安として、幾つかのことがあると思います。例えば、420時間というものが生きているような生きているような感じですけども、その課程を修了した者、あるいは日本語教育能力検定試験に合格した者という目安で、そのような者であれば、日本語学校連盟である日振協の教員となる資格を有する者とするということを内規に定めていることもございます。けれども、その大学がしっかりとした教育をしたということも、それに準ずるものとして十分活用できると考えておりますし、そういうことが活用されて、例えば海外に行ったときに、その大学からの証明書が履歴書代わりになって、日本語教師としての職を得たということもありますので、それ自体は非常に推奨されるべきことであると、私自身は思いますし、そういう受け取られ方をしていると理解しております。

○鈴木（泰）委員

ありがとうございました。大分考える材料を頂けたので、私の大学でも更に考えさせていたきたいと思います。

○杉戸分科会長

よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょう。（→ 挙手なし。）

それでは、意見交換はここまでとさせていただきます。「日本語教育に関する課題について」は、今回の報告を受けて、次期の日本語教育小委員会で、この報告書に記載された11の論点をベースにしながら、具体的な施策の方向性、あるいは日本語教育の推進方策などについて、もう一段具体的に検討していくこととなります。

以上で、予定しています議題1と議題2を終えたことといたします。

続いて、議題3「その他」といたしまして、「平成25年度予算案」について、御説明をお願いいたします。

○早川国語課長

それでは、国語と日本語教育関連の文化庁の来年度予算の政府案の内容について御紹介させていただきます。本日、参考資料として、A4横長の資料をお配りしております。

実は、昨年10月30日に開催されました、前回のこの国語分科会の場で、概算要求の段階の内容を御説明しております。今回の政府予算案とその概算要求の内容を比べますと、細かい話ですが、職員旅費が30万円ほど減額となっているのみでございまして、後は、全て要求どおりの内容となっております。時間の関係もございますので、本日の、この参考資料の配布をもって、説明に代えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○杉戸分科会長

ありがとうございます。職員旅費が少しカットされたということだそうです。前回の総会で、具体的な御説明をいただいた案が政府案に載ったというわけですが、何か御質問はございでしょうか。よろしいですか。(→ 挙手なし。)

それでは、予定しておりました本日の議題は、以上でございます。ほかに何か、この際取り上げるべきことがございましたらお受けしますが、ないようでありましたら、本日の審議はここまでとさせていただきたいと思います。よろしいですか。(→ 挙手なし。)

両小委員会の主査、林委員、西原委員にはたつぷりと御説明いただきまして、ありがとうございました。

それでは、これで、第51回文化審議会国語分科会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。